

米沢キャンパス活動制限指針（2020年5月11日～2020年5月31日）

分類	レベル	活動制限
教育	4	令和2年度前期に実施される専門科目授業については、すべてWebClassを利用したオンライン教材による遠隔授業により実施する。ネットワーク等、自宅で遠隔授業を受講するための環境が十分でない学生に対し、感染予防対策を徹底した上で、4号館講義室、図書館及び情報基盤センター実習室の一部を開放する。その他許可された施設以外への学生の立ち入りは原則禁止とする。
研究（教員）	3	教職員及び雇用関係があるスタッフのみで行う。ただし、学部長・研究科長が認めた者については、感染予防対策を徹底した上で、必要最低限の時間と場所での研究活動を可能とする。
研究（学生）	4	当面の間、学生の入構禁止措置を継続する。なお、学生が安全に研究を行うための対策を実施した上で、5月下旬を目処に卒業研究、特別研究等の卒業・修了に関わる研究の再開を認める予定。
学生支援	4	学生生活の継続に必要な支援は継続する。学生への対応は、原則として、電話又はメールにより行うが、対面により対応する際には感染対策を徹底する。 学生寮は閉鎖しない。 学生相談については、スカイプ、Zoom及び学生相談専用のメールアドレスで対応する。
学内業務	3.5	会議・打合せについては、テレビ会議やZoom等のオンラインにより行い、一つの会議室等に密集することのないように注意する。また、やむを得ず複数人が同じ会議室等で会議・打合せを行う際は、マスクを着用する。 職務命令権者（キャンパス長）は、業務に支障のない範囲で必要に応じ在宅勤務を命ずる。
対外業務（城南C）	3.5	県外への出張は原則禁止する。止むを得ず県外へ出張した際は、帰宅後2週間の在宅勤務又は自宅待機を命ずる。また、研究打ち合せ等も含め、県外からの来学者の受け入れを禁止する。 通勤等の通常生活での移動を除き、県外へ移動した際も、帰宅後2週間の在宅勤務又は自宅待機を命ずる。
対外業務（付属施設）	3.5	県外への出張は原則禁止する。止むを得ず県外へ出張した際は、帰宅後2週間の在宅勤務又は自宅待機を命ずる。また、研究打ち合せ等も含め、県外からの来学者の受け入れを禁止する。 通勤等の通常生活での移動を除き、県外へ移動した際も、帰宅後2週間の在宅勤務又は自宅待機を命ずる。

※ただし、状況により変更する可能性有り